

資 料
平成16年11月1日
財 務 部 契 約 課

## 解除条件付入札制度の導入（試行）について

平成14年6月、郵便入札制度導入後、明石市に寄せられた談合情報を検証してみたところ、当初は指名競争入札の撤廃や新しい参加業者への抵抗を示すような内容で、単に入札妨害程度の情報にしか過ぎなかった。その後、過当競争の傾向も表れはじめたので、平成15年8月からは、新たに変動型低入札価格調査制度をダンピング対策として、導入するなど適正な価格に近づけるよう努力してきたところである。

しかしながら、今年度から、寄せられた談合情報と入札結果とが極めて近いうえ、信憑性の高い案件が3件あったほか、応札数が少なく、落札率が極めて高いといった案件も見受けられるなど、入札結果に異変が起り始めた。

については、発注者側としても公正な入札行為を阻害する要因をつくらないようにするためにも、抜本的な制度の見直しを行い、下記の「解除条件付入札制度」を新たに導入するものである。

### 記

#### 1 概 要

解除条件付入札制度とは、開札前の談合情報入手時において実施するもので、具体的には、寄せられた談合情報に対し客観的な判定基準を設定することにより、統一的な取り扱いを行い、情報の信憑度の度合い等を基に、入札の続行、延期、あるいは中止を決定してゆく談合防止策である（解除条件付入札制度フローシート・[資料1](#)にて参照）。

談合情報入手時における「チェックリスト1」、開札後に談合情報と開札結果を比較する「チェックリスト2」の2段階により信憑性の度合いを数値化したうえ、談合の可能性が高く、入札中止とした案件については、最終的に明石市競争入札等審査会の協議により、再発注または打ち切りを決定する。

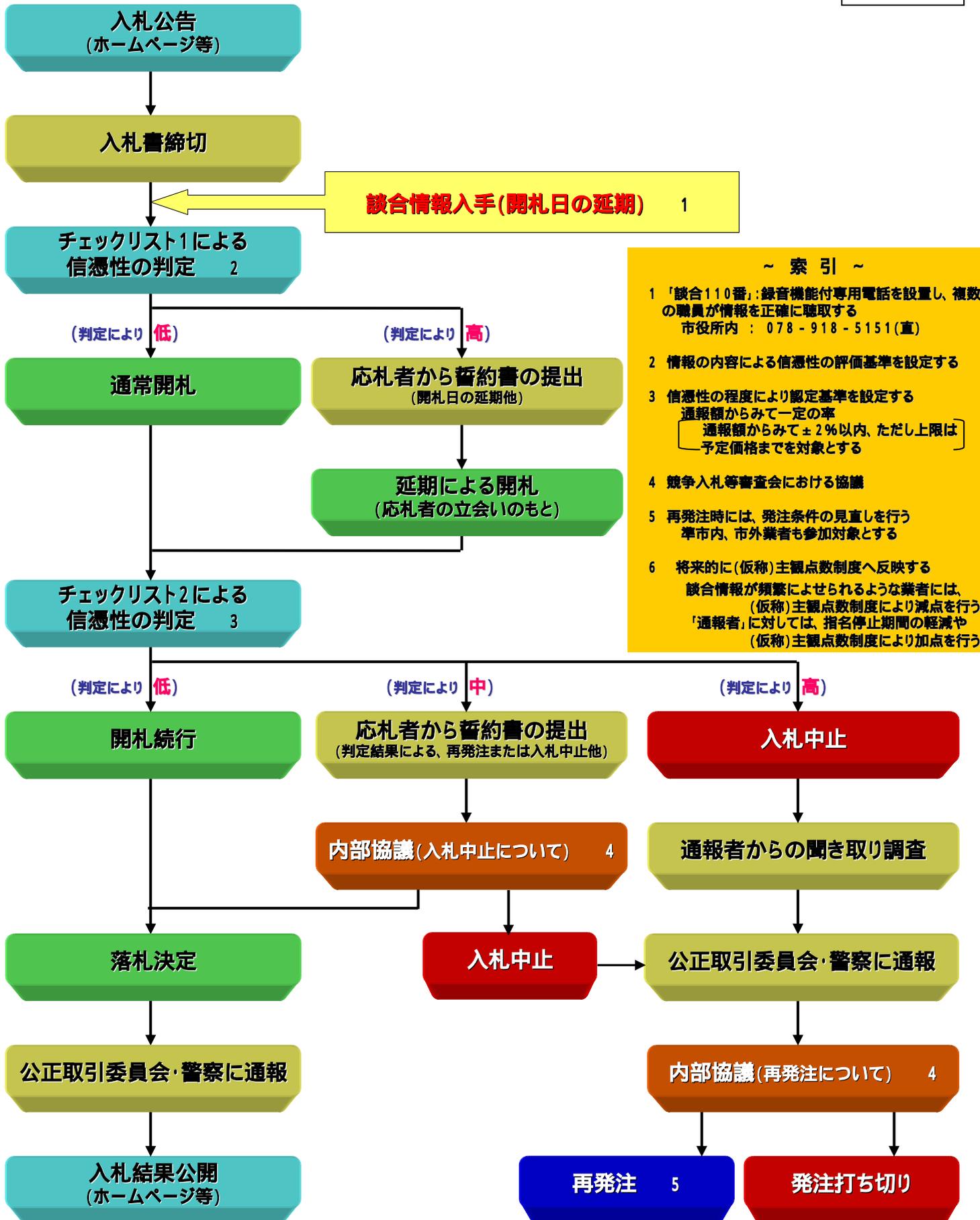
#### 2 実施方法

- (1) 開札前に談合情報が寄せられた建設工事等の入札に対し、談合情報信憑度チェックリスト（非公開・[資料2](#)にて参照）により、入札の続行、延期、中止を決定する。
- (2) 入札中止により再発注となった案件については、発注条件の見直しを行う。
- (3) 談合情報の提供があった場合については、必ず入札会場で公表し、最終的には市のホームページで、落札結果とともに談合情報の趣旨を公表する。
- (4) 談合情報に的確に対応するため、  
「談合110番」録音機能付専用電話：(078) 918-5151（直）を設置する。  
※専用電話での対応は、平日の午前9時から午後5時までとなっております。

#### 3 導入時期等

平成16年11月1日以降に契約課より発注する、建設工事等の案件から導入する。

ただし、試行期間は1年間とし、本格導入に向けて解除条件付入札制度の試行結果を検証するものとする。



### ～ 索引 ～

- 1 「談合110番」: 録音機能付専用電話を設置し、複数の職員が情報を正確に聴取する  
市役所内 : 078 - 918 - 5151(直)
- 2 情報の内容による信憑性の評価基準を設定する
- 3 信憑性の程度により認定基準を設定する  
通報額からみて一定の率  
[ 通報額からみて±2%以内、ただし上限は予定価格までを対象とする ]
- 4 競争入札等審査会における協議
- 5 再発注時には、発注条件の見直しを行う  
準市内、市外業者も参加対象とする
- 6 将来的に(仮称)主観点数制度へ反映する  
談合情報が頻繁によせられるような業者には、  
(仮称)主観点数制度により減点を行う  
「通報者」に対しては、指名停止期間の軽減や  
(仮称)主観点数制度により加点を行う

## 解除条件付入札制度（試行）の流れについて

## 解除条件付入札制度の流れ

談合情報入手後にチェックリスト 1 により、「通常開札」・「延期による開札」を判定する。

の結果、「通常開札」・「延期による開札」後にチェックリスト 2 により、「開札続行」・「内部協議」・「入札中止」を判定する。

上記の結果、「落札決定」・「再発注」・「発注打ち切り」を判定する。

詳細については、資料 1 「解除条件付入札制度フローシート」参照

## 「談合情報信憑度チェックリスト」

談合情報に対する客観的な認定基準を設定することにより、統一的な取り扱いを行い、談合情報の信憑度を判定するものである。

認定基準としては、談合情報入手時における「チェックリスト 1」、開札後に談合情報と開札結果を比較する「チェックリスト 2」の 2 段階により判定する。

## (内 容)

## ( 1 ) チェックリスト 1 ( 談合情報入手時用 )

	大 項 目	小項目 (非公表)	評 点
1	情報提供者は明確か？	7 項目	25 点
2	談合情報の内容 (案件情報等) は同一か？	4 項目	4 点
3	落札予定業者は明確か？	1 項目	5 点
4	落札予定価格もしくは落札率は明確か？	1 項目	5 点
5	情報の入手先は明確か？	4 項目	13 点
6	談合の調整機能は明確か？	8 項目	35 点
7	当市以外の通報先は明確か？	1 項目	3 点
8	情報提供者の本人確認は取れたか？	1 項目	10 点
合 計			100 点

上記の小項目での評点結果により、信憑度を「低 ( 0 ~ 39 )」・「高 ( 40 ~ 100 )」に評価し、取り扱いを決定する。

## ( 2 ) チェックリスト 2 ( 開札後比較用 )

	大 項 目	小項目 (非公表)	評 点
1	談合情報の内容 (案件情報等) は同一か？	4 項目	4 点
2	落札予定業者と一番札の業者は同一か？	1 項目	10 点
3	落札予定価格もしくは落札率が規定範囲内か？	1 項目	10 点
4	談合業者名と応札者名が同一か？	1 項目	15 点
5	当市以外の通報先は明確か？	1 項目	3 点
6	業者内訳書の工種中項目等の市積算比との比較	1 項目	20 点
合 計			62 点

上記の小項目での評点結果により、信憑度を「低 ( 0 ~ 22 )」・「中 ( 23 ~ 45 )」・「高 ( 46 ~ 62 )」に評価し、取り扱いを決定する。